

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成25年  
10月8日  
(火曜日)

## 目次

告示  
平成二十五年地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)……………一  
瀬戸内環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一  
指定施業要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)……………三  
公告  
土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………四  
公共測量の実施(監理課)……………四  
下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧(都市計画課)……………四  
公安委告示  
道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示の一部改正……………四

### 山口県告示第三百九十三号

平成二十五年地籍調査事業計画に関する告示(平成二十五年山口県告示第百五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

二 調査地域中「下関市彦島桜ヶ丘町」の下に、「彦島塩浜町二丁目、彦島角倉町二丁目」を、「彦島弟子待東町」の下に、「彦島福浦町三丁目」を、「彦島山中町二丁



目」の下に、「菊川町大字上保木」を加える。

### 山口県告示第三百九十四号

瀬戸内環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年十月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 旭酒造株式会社  
住 所 岩国市周東町瀬越二一六七番地の四
- 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 旭酒造株式会社第二蔵  
所在地 岩国市周東町瀬越二一七五番地の八
- 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	能 力	構 造			使用の方法
		工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	
一〇一イ (二基)	(kg/回) 二五	(既)	平成二五、 一〇、三〇	平成二五、 一〇、三〇	断 続 八時間 季節的変 動の概要
一〇一イ	"	(既)	平成二五、 一〇、三〇	平成二五、 一〇、三〇	"
一〇一ロ	(本/時) 二、〇〇〇	(既)	平成二五、 一〇、三〇	平成二五、 一〇、三〇	連 続 八時間 季節的変 動の概要
一〇一二 (二基)	(kg/回) 二〇〇〇	(既)	平成二五、 一〇、三〇	平成二五、 一〇、三〇	"
一〇一二	"	(既)	平成二五、 一〇、三〇	平成二五、 一〇、三〇	"



(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	
	処理前	処理後	通 常	最 大		
排水処理施設	七	"	水素イオン濃度 (水素指数) 5.8	8.6	7.9	22.8
	八・六	一八・五	化学的酸素要求量 (mg/l) 900	185	900	7.9
浮遊物質量	二・〇〇〇	一八・五	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> ) 3,000	300	3,000	22.8
	二・二七〇	三〇	窒素 (mg/l) 90	20	90	7.9
窒素	九〇	二〇	リン (mg/l) 18	1.5	18	7.9
	九五	一・五	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> ) 7.9	1.5	7.9	22.8
リン	一九	二・五		2.5		
	二・五					

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
七	八・六	一八・五	八〇
	三〇	一八・五	三〇
	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇
	二二	二〇	二二
	二・五	二・五	二・五
	二・五	二・五	二・五
	八〇	三〇	三〇

山口県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地柚木字大土路南平一五二の二、一五二の一〇、字川上東平一三三八の二九、字川上西平二二七の二、二二七の一八、二二七の三八、二二七の五三から二二七の六〇まで、二二七の七一から二二七の七四まで、徳地野谷字釣山後九一四の二、九一四の三、九一四の五、九一四の六、九一四の七四、九一四の七五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(一) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市徳地八坂字野戸谷二一六、字刀祢島三三〇、字南乙女二四五、徳地柚木字川尻谷六四四から六四九まで、字川尻一六八四から一六八八まで、徳地鯖河内字下滝ヶ迫九八七、一六〇〇

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)



(三五二) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事業の名称

県営上笹原地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期

平成二十五年八月九日

(三五三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、萩市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

公共測量(数値地形図データ作成)

二 作業の地域

萩市

三 作業の期間

平成二十五年九月二十四日から平成二十六年一月三十一日まで

(三五四) 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年十月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市伊倉東町、伊倉本町及び大字伊倉

三 都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年十月八日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課



山口県公安委員会告示第四十七号

道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務に関する告示(平成十八年山口県公安委員会告示第七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十五年十月八日

山口県公安委員会

表を次のように改める。

道路の種類	路線名	区	間
一号		山口県の全域	

県 道				一 般 国 道							
下松新南陽線	下松田布施線	下関長門線	岩国玖珂線	四九〇号	四三七号	三一六号	二六二号	一九一号	一九〇号	一八八号	九号
全域	全域	全域	全域	全域	山口県の全域	全域	全域	山口県の全域	全域	全域	山口県の全域

平成二十五年十月八日印刷  
發行

發行  
行人所

山口  
山口  
山口  
知事  
事